

第五話

日本の民主主義と下水道

稲場紀久雄

最近一般雑誌が環境問題をかかなり積極的に取り上げるようになったことは誠に喜ばしいことです。例えば『クレア』七月号（一九九〇年）の『できることから始めよう。地球を救う五六の方法』は、個人が実行可能な身近な環境改善対策を述べています。

また、今年（一九九〇年）の六月に発刊されたハイ・ムーン氏作画の地球にやさしく暮らすための絵本『絵コロジ』は、『地球を救う一三三の方法』の一部を引用しつつ、個人が地球環境を守るためにとるべき生活スタイルを絵本の形で分かり易く解説しています。環境問題は個人との因果関係において起こる部分が大きいので、このようなガイドラインが作られ、普及されることは前進であると評価したいと思います。

上記二種類のガイドラインは、私が一四年前の一九七六年（昭和五一年）十一月に月刊誌『公害と対策』で紹介した『環境改善のために市民ができること』によく似ています。私の紹介文の原本はその前

年米国シラキュウス滞在中に入手した『市民のための環境ハンドブック』です。致でここで指摘したいことは、アメリカでは一四年も前に同じような啓発書が作られ、普及していたという事実です。そもそも上記のガイドラインも原典は外国から輸入されたもので、それに手を加えたものです。阪大の末石教授は、私より更に五年以上も前にアメリカで同種の文献を入手しておられます。

私の入手したハンドブックには各級議員や行政官庁へのアプローチの方法、行政不服審査請求の方法等も詳しく書かれていました。ここでの個人は自分等がなすべき義務を果たすだけでなく、能動的に環境改善に参加し、他の理不尽な行為を訴える権利を留保しています。日本はこの義務と権利の両面においてなお成熟の初期的段階にあるように思えてなりません。一方で、環境に悪いとしか思えない様々な商品（例えば水溶性コピー用紙、流せるおそうじシート、劇薬とも言える様々な洗剤等）が魅力的な装いのもとに販売されています。これらの現象から見ると日本の民主主義は試練に遭遇しているようです。特に現行下水道制度には商品の有害性を検証し、有害品を阻止する手段が用意されていません。先ほど例示した商品は、使った後下水道に入って来ますが、それには何の規制もないのです。下水処理は万能で

はありません。基本的に有機汚濁物の除去が可能であるに過ぎないので。無機汚濁物は原則的に除去出来ないばかりでなく、下水処理に有害でさえあります。従って下水処理の適正を期するためには下水道を使用する人々の積極的な協力が前提になります。つまり下水処理は技術だけでは行えないのです。下水道事業を行う公共側と使用する個人が協力する『共管理』でなければなりません。

ある主婦は、下水道のために毎日の生活の中で次のような工夫をしているそうです。

(一) 合成界面活性剤を出来るだけ使用しない。洗濯石鹼、石鹼歯磨、台所用石鹼、石鹼シャンプー等を使い、量も多すぎないように気を付ける。

(二) 食器を洗うとき、先ず汚れをゴムべらで折り込み広告の紙等に落としてから台所用石鹼液につける。

(三) 調理するとき、量をよく考え、残りものが出ないように工夫する。味噌汁一ぱいのBODを知れば、煮魚の煮汁を煮こごりにする、おでんのだしの残りで切り干し大根を炊く、ビーフシチューの残りはスパゲッティのミートソースに混ぜるなどして捨てない工夫をしないわけにはいかない。

(四) てんぷら油は流さない。酸化した油は健康に良くないので捨てることになるが、リサイクルのグ

ループが近くにないので、牛乳パックに入れてガムテープでとめたり、古新聞にしみこませてゴミ袋で捨てる。

(五) 台所のこまかいゴミを流さないように、三角コーナーには紙の専用袋、排水口にはメッシュの袋を使う。

(六) お風呂のお湯は、洗濯、拭き掃除に使用する。(但し、すぎはきれいな水で。)

(七) 洗濯機にはゴミネットを付ける。

(八) 流し放しのシャワーに注意する。夏ならシャワーがなくても、バケツ一ぱいのお湯で十分汗を流せる。

この人は、下水道が完備した地区に住んでいます。ご主人が下水道の仕事をしていますので、こういう形で協力しているそうです。下水道にとってこのような行為は無意味でしょうか。決してそうではありません。下水道はこういう生活を前提として成立しているのです。

下水道が使えるようになったとたん、このような生活が失われるのではないかと憂慮されます。下水道が無い所では環境を守るためにこのような生活を行う事が必要だということは誰にでもある程度分かれます。しかし、下水道が使えれば全て下水道が引き受けてくれるものと考えがちなではないでしょうか。

そういう環境で育った子供達が逆に下水道が使えない場所に行った時どうするでしょうか。

『下水道事業に携わる者は、勇気を持って『目に見える下水道』にするように努力したいものです。下水道事業における民主主義の定着とは、とりもなおさず共管理の実現です。様々な努力を今後この方向に集中させる必要があります。』

（完）